

糸田町公告第22号

条件付き一般競争入札を行ないますので、条件付き一般競争入札実施要領第2条第2項の規定に基づき下記のとおり公告します。

令和7年4月8日

糸田町長 森 下 博 輝

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 業務名、業務場所、予定価格

No.	業務名	業務場所	予定価格(税抜き)
1	金山アジサイ園管理業務	金山アジサイ園	4,329,000
2	大熊分譲地維持管理業務	大熊分譲地	2,399,000
3	新烏尾公園遊歩道管理業務	新烏尾公園ため池付近	1,366,000
4	糸田小学校法面維持管理業務	糸田小学校	750,000
5	町民グラウンド等管理業務	町民グラウンド(町民グラウンド専用トイレ込)	317,000

(2) 業務内容 別紙仕様書の通り

(3) 契約形態 糸田町財務規則第87条に基づく一般競争入札による業務委託契約

(4) 履行期間 各仕様書参照

(5) 最低制限価格 無し

(6) 担当課

No.	業務名	担当課	問合せ先
1	金山アジサイ園管理業務	地域振興課	0947-26-4025
2	大熊分譲地維持管理業務	防災管財課	0947-26-1232
3	新烏尾公園遊歩道管理業務	地域振興課	0947-26-4025
4	糸田小学校法面維持管理業務	教務課 (学校教育係)	0947-26-3788
5	町民グラウンド等管理業務	教務課 (社会教育係)	0947-26-0038

2. 入札参加条件

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受けていないこと。

(2) 令和5~7年度の糸田町競争入札参加者名簿のうち、物品・役務等の提供の登録がされている町内業者であること。

(3) 入札参加申込書で申請を行ない、競争入札参加資格確認結果通知書の競争参加資格確認結果に「有」と通知を受けたもの。

(4) 公告の日現在において、糸田町での入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

(5) 糸田町暴力団排除条例第6条、糸田町暴力団等排除措置要綱第3条及び第5条による排除措置、並びに、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこ

れに準ずるものとして、国土交通省発注工事等又は福岡県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 本業務を十分に理解したうえで業務を円滑に遂行できること。
- (7) 1. 競争入札に付する事項(1)のNO. 1～5の業務のうち1つを受注した場合は、入札参加条件(8)の条件に従うこと。
- (8) NO. 1、NO. 2、NO. 3、NO. 4、NO. 5の業務に複数入札参加申込は可能とする。しかし、業務の1つを落札した場合は、落札した業務以外に入札参加申請しているものについては、辞退届(様式第2号)を提出し辞退しなければならない。なお、入札を行う順番については、NO. 1、NO. 2、NO. 3、NO. 4、NO. 5の順番で入札を行う。

3. 入札参加申請

- (1) 入札参加申込者(以下「参加申込者」という。)は、「様式第1号 入札参加申込書」(以下「申込書」という。)を提出すること。
※ 複数の業務に入札参加する場合は、参加する業務ごとに申請書類を作成すること。
- (2) 提出方法 糸田町役場2階 地域振興課へ持参又は郵送すること。
〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1
糸田町役場 地域振興課
0947-26-4025 担当: 山口・梶原
- (3) 提出期限 令和7年4月8日(火)から令和7年4月16日(水)まで
土曜日、日曜日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。
郵送の場合は、令和7年4月16日(水) 午後5時00分までに
必着しなければならないものとし、必着した日時が証明できる郵送方法に限るものとする。
- (4) 参加申込後に入札会への参加を辞退する場合 令和7年4月25日(金)入札会前までに「様式第2号 辞退届」の提出により辞退を認める。提出方法は、入札参加申請(2)と同様とする。

4. 質疑書の受付及び回答

- (1) 質疑書の受付 「質疑書」(様式第3号)により、下記の通り受付、回答を行う。
- (2) 受付期間 令和7年4月8日(火) から 令和7年4月23日(水)
までの午前9時から午後5時までとする。
- (3) 提出方法及び提出先
 - ・ 質疑については、質疑書(様式第3号)に業者名、質疑者氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、質疑内容を必ず記入のうえメール又は、FAXで受け付けるものとする。電話での質疑は対応できないものとする。
 - ・ 質疑については、回答まで時間が必要なことから、質疑が発生した毎に質疑書の提出をするものとする。
 - ・ 設計図書等を熟読して、不明な点がある場合は必ず入札会前(質疑受付期間)までに質疑を提出すること。不明な点は必ず落札する前に質疑を提出すること。
 - ・ 質疑がない場合は、質疑がない旨の連絡を必ず行うものとする。連絡がない場合は質疑がないものとする。宛先 : 糸田町役場 地域振興課
担当者 : 山口・梶原
FAX : 0947-26-1651
メールアドレス : chiiki@town.itoda.lg.jp
- (4) 質疑書に対する回答
 - ・ 質疑書に対する回答は、糸田町ホームページで公表するものとする。 質疑が発生する毎にHPに公表するので必ず定期的に確認を行うものとする。

5. 競争入札参加資格確認通知書について

- (1) 入札参加資格の有無を競争入札参加資格確認通知書で 令和7年4月17日(木)に郵送するものとする。また、郵送した旨を電話または電子メールで連絡するものとする。
- (2) 入札参加資格が無しと通知された者は、その決定に不服がある場合はその理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)の説明を求める場合は、令和7年4月22日(火)までに書面(任意様式)を提出しなければならない。

(4) 説明を求められた場合は、令和7年4月23日(水)までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

6. 現場説明会について
現場説明会は行わない。

7. 入札会

(1) 入札会日時

令和7年4月25日(金)	開始時間は下記を参照
金山アジサイ園管理業務	午前 9 時 30 分
大熊分譲地維持管理業務	午前 10 時 00 分
新鳥尾公園遊歩道管理業務	午前 10 時 30 分
糸田小学校法面維持管理業務	午前 11 時 00 分
町民グランド等管理業務	午前 11 時 30 分

(2) 場所

福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場2階 第2・3 研修室

(3) 入札方法

- 入札者は、入札受付時に競争入札参加資格確認通知書を提示し確認を受けること。
- 入札会に出席する者とは1名とし、受付時に受付簿に記名と押印(認印)を行うこととする。
- 受付時に請負業務積算見積書、内訳書、委任状(代理人が入札する場合)の提出を行うこと。封筒は必要ないものとする。
- 入札書の提出は、入札会当日に投函の指示後、入札箱に投函すること。
- 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。
- 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か否かを問わず消費税を含まない金額を記載すること。
- 連絡が無く定刻に間に合わない場合は入札会に参加できない。

8. 入札会の取りやめ

申込書の提出期限内に申請者が1者以下又は入札参加者が1者以下の場合は、入札会を取りやめ、入札会の取りやめの通知を行い、再度公告、入札を行うものとする。入札会当日に辞退者が発生し、その時点で1者以下になった場合も同様とする。

不正入札若しくはその疑いがあると認められるとき、又は、天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札を停止することができる。また、停止した場合は、日時等を変更した後、入札会を再開することができる。なお、これらの場合における損害は、入札執行者は負担しない。

9. 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

10. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき価格の入札が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

11. 契約書作成の要否

要 契約書の作成については各業務の仕様書による

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 糸田町財務規則第118条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額
※免除規定に該当する場合は免除とする

13. 前払金

前払金請求については、契約約款によるものとする。

前払金率=契約金額の30%以内

14. その他

- ・ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 提出書類は、糸田町において目的外使用はしないこととする。
- ・ 提出書類については返却はしないこととする。
- ・ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は、認めないものとする。ただし、糸田町が指示した場合は除く。
- ・ 履行期間までに完全履行できない場合は、契約を解除する。
- ・ 詳細は別紙仕様書を参照。
- ・ 入札参加希望者は、本公告の内容及びその他関係書類を熟読のうえ入札に参加すること。
- ・ 追加説明等が発生した場合は、公告修正または、電子メール等で追加説明を行うものとする。